

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
37	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

栃木市長

## 公表日

令和7年4月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童扶養手当法等の規定に則り、認定業務、支給要件確認業務、支給業務、申請受理、進達事務、児童扶養手当情報の照会業務を行う。</li><li>・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。</li><li>・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。</li></ul> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①申請書や届出書の確認</li><li>②支給要件に必要な各種情報の照会</li><li>③児童情報、受給者情報、扶養義務者情報の照会</li><li>④転入前の児童扶養手当台帳情報照会</li><li>⑤進達事務</li><li>⑥児童扶養手当情報の照会</li></ul> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	児童扶養手当システム 中間サーバー・ソフトウェア 統合宛名システム サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童情報ファイル 受給者情報ファイル 所得情報ファイル 支払情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表第56の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、81、89、90、125、141、155、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て総務課
②所属長の役職名	子育て総務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	栃木市役所 こども未来部子育て総務課 所在地: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2221
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	栃木市役所 こども未来部子育て総務課 所在地: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2221
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [ 1,000人以上1万人未満 ]
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		手作業でマイナンバーを入力する必要がある際には、申請者からマイナンバーの提供を受け真正確認を行っている。また、入力した項目は複数人の目を通した後に最終的な紐づけを行っている。

## 9. 監査

実施の有無 [ ○ ] 自己点検 [      ] 内部監査 [      ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[      ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[      十分である      ]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者間での適切な引継ぎや、上長からの監督・情報共有を継続的に行っていている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	5.評価実施機関における担当部署 ①部署	こども課	子育て支援課	事後	
令和1年6月24日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 石川いづみ	子育て支援課主幹	事後	
令和1年6月24日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	栃木市役所 保健福祉部こども課 住所:栃木県栃木市万町9-25 電話:0282-21-2221	栃木市役所 こども未来部子育て支援課 所在地:栃木県栃木市万町9-25 電話:0282-21-2221	事後	
令和1年6月24日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	栃木市役所 保健福祉部こども課 住所:栃木県栃木市万町9-25 電話:0282-21-2222	栃木市役所 こども未来部子育て支援課 所在地:栃木県栃木市万町9-25 電話:0282-21-2221	事後	
令和1年6月24日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①申請書や届出書の確認	①申請書や届出書の確認(サービス検索・電子申請機能による申請書を含む)	事後	
令和1年6月24日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		⑦マイナポータルのお知らせ機能での通知	事後	
令和1年6月24日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		サービス検索・電子申請機能	事後	
令和1年6月24日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠)番号法第19条7号、別表第二の第57の項並びに内閣府・総務省令第31条～6号	(情報照会の根拠)番号法第19条7号、別表第二の第57の項並びに内閣府・総務省令第31条1～6号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠)番号法第19条7号、別表第二の第13、16、26、30、47、64、65、87、116の項並びに内閣府・総務省令 第12条1号ト3号ヘ、第19条1号リ、第35条2号、第36条1号口・2号口、第44条1号リ ※第13、30、47、116の項に係る主務省令は未交付。	(情報提供の根拠)番号法第19条7号、別表第二の第13、16、26、30、47、64、65、87、116の項並びに内閣府・総務省令 第10条の3、第12条1号ル・2号リ・4号ヌ・6号リ・8号ル、第19条1号ル、第35条2号、第36条1号口・2号口、第44条1号ル、第59条の2 1号ヌ	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	-	項目の追加による記載	事後	
令和2年3月31日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課主幹	子育て支援課長	事後	
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	改正番号法の施行に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第59条の2 1号又	第59条の2の2 1号又	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	内閣府・総務省令第31条1~6号	内閣府・総務省令第31条1~7号	事後	
令和4年12月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童扶養手当法等の規定に則り、認定業務、支給要件確認業務、支給業務、申請受理、進達事務、児童扶養手当情報の照会業務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認（サービス検索・電子申請機能による申請書を含む）②支給要件に必要な各種情報の照会 ③児童情報、受給者情報、扶養義務者情報の照会 ④転入前の児童扶養手当台帳情報照会 ⑤進達事務 ⑥児童扶養手当情報の照会 ⑦マイナポータルのお知らせ機能での通知	・児童扶養手当法等の規定に則り、認定業務、支給要件確認業務、支給業務、申請受理、進達事務、児童扶養手当情報の照会業務を行う。 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②支給要件に必要な各種情報の照会 ③児童情報、受給者情報、扶養義務者情報の照会 ④転入前の児童扶養手当台帳情報照会 ⑤進達事務 ⑥児童扶養手当情報の照会 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワーク	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠)番号法第19条8号、別表第二の第57の項並びに内閣府・総務省令第31条1～7号 (情報提供の根拠)番号法第19条8号、別表第二の第13、16、26、30、47、64、65、87、116の項並びに内閣府・総務省令 第10条の3、第12条1号ル・2号リ・4号ヌ・6号リ・8号ル、第19条1号ル、第35条2号、第36条1号ロ・2号ロ、第44条1号ル、第59条の2の2 1号ヌ	(情報照会の根拠)番号法第19条8号、別表第二の第57の項並びに内閣府・総務省令第31条1～7号 (情報提供の根拠)番号法第19条8号、別表第二の第13、16、26、30、47、64、65、87、116の項並びに内閣府・総務省令 第10条の3、第12条1号ル・2号リ・4号ヌ・6号リ・8号ル、第19条1号ル、第35条2号、第36条1号ロ・2号ロ、第44条1号ル、第59条の2の2 1号ヌ (情報照会の根拠)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第31条	事前	
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	
令和6年3月31日	5.評価実施機関における担当部署 ①部署	子育て支援課	子育て総務課	事前	
令和6年3月31日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長	子育て総務課長	事前	
令和6年3月31日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	栃木市役所 こども未来部子育て支援課 所在地:栃木県栃木市万町9-25 電話:0282-21-2221	栃木市役所 こども未来部子育て総務課 所在地:栃木県栃木市万町9-25 電話:0282-21-2221	事前	
令和6年3月31日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	栃木市役所 こども未来部子育て支援課 所在地:栃木県栃木市万町9-25 電話:0282-21-2221	栃木市役所 こども未来部子育て総務課 所在地:栃木県栃木市万町9-25 電話:0282-21-2221	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月31日	3.個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一の第37の項並びに内閣府・総務省令第29条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表第一の第37の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条	事前	
令和6年3月31日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠)番号法第19条8号、別表第二の第57の項並びに内閣府・総務省令第31条1~7号 (情報提供の根拠)番号法第19条8号、別表第二の第13、16、26、30、47、64、65、87、116の項並びに内閣府・総務省令 第10条の3、第12条1号ル・2号リ・4号ヌ・6号リ・8号ル、第19条1号ル、第35条2号、第36条1号口・2号口、第44条1号ル、第59条の2の2 1号又 (情報照会の根拠)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第31条	(情報照会の根拠)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条8号、別表第二の第57の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条第1~7号 (情報提供の根拠)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条8号、別表第二の第13、16、26、30、47、64、65、87、116の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条1号ル・2号リ・4号ヌ・6号リ・8号ル、第19条1号ル、第35条2号、第36条1号口・2号口、第44条1号ル、第59条の2の2 1号又	事前	
令和7年4月1日	I 3.個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表第一の第37の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表第56の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第29条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条8号、別表第二の第57の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条第1~7号 (情報提供の根拠)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条8号、別表第二の第13、16、26、30、47、64、65、87、116の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条1号ル・2号リ・4号ヌ・6号リ・8号ル、第19条1号ル、第35条2号、第36条1号ロ・2号ロ、第44条1号ル、第59条の2の21号又	(情報照会の根拠)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項 (情報提供の根拠)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、81、89、90、125、141、155、161の項	事前	
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事前	
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事前	
令和7年4月1日	IV 8.人手を介在させる作業	-	項目の追加による記載	事前	
令和7年4月1日	IV 11.最も優先度が高いと考えられる項目	-	項目の追加による記載	事前	